

日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等について

【外務省・農林水産省・水産庁・海上保安庁】

提案・要望の内容

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 平成21年度で終了する「新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業」の後継事業を速やかに創設し、真に暫定水域の影響を受けている漁業者に重点的な支援を行なうこと。
- 5 狭隘化しているEEZ水域の生産力を高めるため、ズワイガニ・アカガレイ対象の漁場整備に加え、まき網漁業の重要魚種であるマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

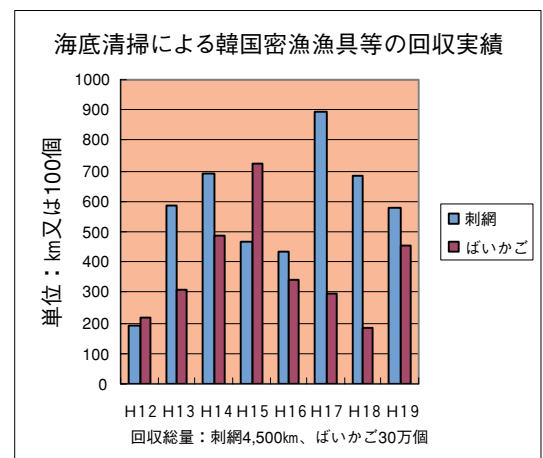
【現状と課題】

○日韓漁業交渉の経過

- ・平成17年5月から平成18年7月までの間、日韓両国政府による水産資源協議が5回開催されたが、韓国側の極めて消極的な姿勢により、進展が見られていない。
- ・平成18年12月の日韓漁業共同委員会において、両国漁業団体間の民間協議に対し、両国政府の関与を高めることに合意。昨年2月以降、新たに浜田沖暫定水域の操業秩序やベニズワイガニの資源管理に関する協議などを開始。一部、漁場利用面で合意が見られたが、資源管理に関する協議は進展なし。

○違法操業等の状況

- ・我が国の漁業者の海底清掃により依然として大量の韓国密漁漁具等を回収、韓国漁船の違反操業は年々悪質化・巧妙化し、依然として後を絶たない状況。平成19年3月には、本県沖合の領海内で海上保安部が6隻の韓国違反船を現認。海上保安庁と水産庁が連携しうち4隻を拿捕。以後も水産庁が本県沖合で3隻を拿捕。
- ・暫定水域で操業してきた本県のベニズワイガニ漁船は韓国漁船に漁場を追われ、日韓新漁業協定締結以降、隻数が半減。残存者は、厳しい経営状態の中で漁業存続のため漁獲量の個別割当など資源管理対策を実施。ベニズワイガニ漁船数 H10年：10隻 → H19年：5隻



【本県の取組状況・方針】

- 山陰沖を漁場としている島根・鳥取・兵庫の3県が連携して、ほぼ毎年東京で協議会を開催し、各県の自民党国会議員、国の関係省庁に対し本県提案事項の実現について要請を行っている。
- 昨年2月から、政府が強く関与した民間協議が開始されたことからその状況を注視しながら、国に対し必要な働きかけを行って行く。
- 違反操業船の取締にあたっては、本県取締船も水産庁・海上保安庁と連携し、監視・取締を強化している。
- 平成17年3月の「竹島の日」条例制定を契機に啓発活動を活発化し、外交交渉に向けた働きかけを強化していく考えである。



▲暫定水域の位置

【提案・要望の効果】

- 資源管理体制の強化やEEZ内における漁場整備によって資源の回復・増大が図られ、漁獲量の増大につながる。
- 違反操業による不法漁具設置の防止により、漁具被害が軽減され、併せて安全な操業が確保され、安定した漁獲量の確保が可能となる。
- 安全で安定した操業の確保により、漁業経営の安定が図られ、経営拡大も期待される。

